

始良市公告第 43 号

始良市新学校給食センター整備アドバイザー業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和 5 年 10 月 10 日

始良市長 湯元 敏浩



1 事業の概要

(1) 業務の名称

始良市新学校給食センター整備アドバイザー業務委託

(2) 業務の内容

「始良市新学校給食センター整備アドバイザー業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(5) 契約限度額

32,714,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、令和 5 年度の契約限度額は、8,184,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加するもの（以下「参加者」という。）は、参加表明書の提出時点において、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）第 5 条の規定に基づく実施方針が公表された事業で、平成 25 年 4 月 1 日以降に市町村が発注した学校給食の実施に必要な共同調理場（以下「学校給食センター」という。）の整備に係るアドバイザー業務を元請として完了した実績を有すること。

(2) 市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 始良市建設工事等有資格者の指名停止に関する要領（平成 22 年訓令第 56 号）による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

(6) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

※参加者は、所管税務署等が発行する納税証明書の原本を提出すること。

- (7) 始良市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 28 日始良市条例第 33 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (8) 参加者は本業務に関して管理技術者及び担当技術者を配置すること。
- ア 管理技術者は、PFI 法第 5 条の規定に基づく実施方針が公表された事業で、平成 25 年 4 月 1 日以降に市町村が発注した公共施設等の整備等に係る PFI 手法によるアドバイザー業務のうち、管理技術者として同種業務又は類似業務の実績を 1 件以上有する者とする。
- イ 本業務遂行にあたり、必要と考える担当技術者を配置すること。
- (9) 2 者以上の事業者で構成された共同企業体ではないこと。

3 民間事業者の業務受託の禁止

本業務の受注者は、この契約の対象となる始良市新学校給食センターの整備等について、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定された場合にあっては、同法第 8 条に定める民間事業者の選定に応募又は参加しようとする民間事業者のコンサルタント等になることはできないものとする。

4 事務局

〒899-5294 始良市加治木町本町 253 番地
始良市役所 教育部 保健体育課 学校給食係 担当：坂元
TEL 0995-62-2111（内線 231）FAX 0995-62-1552
E-mail kyushoku@city.aira.lg.jp

5 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和 5 年 10 月 10 日
参加表明書の提出期間	令和 5 年 10 月 10 日～令和 5 年 10 月 18 日
質問受付期間	令和 5 年 10 月 10 日～令和 5 年 10 月 13 日
質問回答日	令和 5 年 10 月 16 日
企画提案提出要請書(参加資格審査通知)の通知	令和 5 年 10 月 20 日
企画提案書等の提出期間	令和 5 年 10 月 20 日～令和 5 年 11 月 7 日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 5 年 11 月 16 日
特定結果の通知	令和 5 年 11 月 20 日
契約	令和 5 年 11 月下旬

※ その他詳細は、「始良市新学校給食センター整備アドバイザー業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。